

第2回 南阿蘇村行政改革推進委員会 議事要旨

○ 日時 令和4年11月25日(金) 午後1時～午後3時

○ 場所 南阿蘇村役場 大会議室

○ 出席委員 11人出席 事務局 3人

○ 議事次第

1 開会

2 議事

(1) 前回会議の振り返り(資料2)

(2) 南阿蘇村行政改革推進委員会設置要綱の一部改正について(資料3)

(3) 公共施設のあり方の検討(適正化)について(資料4)

(4) 公共施設の現状と課題等について

・村内公共施設一覧(資料5)

・公共施設の位置図(資料6-1、資料6-2、参考資料 資料6-3)

・公共施設の写真(資料7-1、資料7-2)

・施設方針の定義(資料8)

3 事務連絡

4 閉会

○ 議事要旨

議事(議事次第2)

(1) 前回会議の振り返り

→ 事務局より、資料2に沿って説明。

(2) 南阿蘇村行政改革推進委員会設置要綱の一部改正について

→ 事務局より、資料3に沿って説明。

→ 会長より、職務代理者を山室委員にお願いする。

(3) 公共施設のあり方の検討(適正化)について(資料4)

→ 事務局より、資料4に沿って説明。

(4) 公共施設の現状と課題等について

→ 事務局より、資料5、6-1、6-2、6-3、7-1、7-2、8に沿って説明。

(主な意見)

○子育て支援課所管施設

→ あり方検討委員会のアンケート結果は、保護者の意見を尊重するのか

→ アンケートは、現在の利用者対象でよいのか。今後利用される保護者(潜在的利用者)に行うべきではないか

→ 他町村からみて、スクールバスが充実していることは手厚い施策であり、村の財政を考えていくためには、保護者に協力を求めてもよいのではないか

- 住民福祉課所管施設
 - 起債の償還残があるのか
- 政策企画課
 - 旧長陽西部小学校の管理棟はどうなっているのか
 - 震災伝承館と、県の震災ミュージアムをまとめることはできないのか
- 産業観光課所管施設
 - 観光等施設により、年間どれだけの経済効果が村にあるのか
- 定住促進課
 - 多額の家賃滞納について、その対応はどうなっているのか
 - 3ヶ月分の家賃を滞納したら、早急に保証人と協議すべきである。
 - 倉庫として利用している村営住宅がある。
 - 高級車に乗られる方は、村営住宅に入居できないのではないか
 - 低所得者対策として村営住宅は必要であるが、維持管理からみると、村内に民間住宅があるのであれば、家賃補助の方が望ましい。
- 健康推進課所管施設
 - 各地区の健康交流センターの利用頻度は
 - 立野地区健康交流センター（憩の家内）を立野区で賃貸しているが、立野区は新たに公民館を建設することから、今後の活用方法を検討したがよい。
- 農政課所管施設
 - 地域改善施設について、早急な対応を
 - 各地区の公共施設について知らない区長もおられるため説明を
- 教育委員会所管施設
 - 吉田三区集会所は利用されていない。早急に地元と協議を
- 総務課所管施設
 - 以前、吉田三区納骨堂は区で管理していたが、現在は利用者で管理している。早急に払い下げを
- 第3回の協議施設について
 - 立野駅住宅跡地の活用は、解体と合わせて同時進行で検討を
 - 村営住宅の政策空家問題等の課題を解決しなければ、施設の見直し協議は次に進めないのでは

事務連絡

- 次回は年明けに開催。日時は改めて通知する。

以上